

令和6年12月1日 発行  
(株) ニーノコーポレーション  
扶桑町大字芥藤字緑223  
(0587) 93-7833

『地域の秋祭り』

地域の子供神輿が訪問してくれました。子供たちの元気な「わっしょい！わっしょい！」の掛け声と神輿を担ぐ姿に、思わず目を細めて、わっしょい、わっしょいと手拍子を送る利用者さん達でした。



『今月号の誕生日ケーキ』

毎度の事ですが、お誕生日ケーキは職員が趣向を凝らして手作りの物を用意します。利用者さんも制作に喜んで参加します。



『今年のハロウィンはありませんでした』

昨年ハロウィンの写真です。今年はどんなものが出てくるか楽しみにしていたのですが、なにもありませんでした。来年は期待していますので気にせずやっちゃってください！！



『とっても大事、認知症基本法』

今年、令和6年1月1日に施行されて一年が経とうとしていますが、滅茶苦茶マイナー過ぎて、世の中に認知されているか心配してまいります。正式には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」といい、認知症の人とその家族が安心して暮らせる社会の実現に向けて、様々な取り組みが期待されています。

基本理念 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、7つの基本理念があります。

- 1、認知症の人の権利：認知症の人が基本的人権を持ち、自分の意思で日常生活や社会生活を送れるようにする。
- 2、正しい知識と理解：国民が認知症について正しい知識を持ち、認知症の人を正しく理解することを促進する。
- 3、障壁の除去：認知症の人が安全で安心して自立した生活を送れるように、生活の障壁を取り除き、意見を表明し社会活動に参加する機会を確保する。
- 4、継続的なサービス提供：認知症の人の意向を尊重し、良質で適切な医療・福祉サービスを途切れなく提供する。
- 5、家族への支援：認知症の人だけでなく、その家族も地域で安心して生活できるように支援する。
- 6、研究と社会参加：認知症に関する研究を推進し、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。また、認知症の人が尊厳を持って希望を持って暮らせるように社会参加を促進する。
- 7、総合的な取り組み：教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉などの関連分野で総合的な取り組みを行う。

これらの理念の達成する為、国、自治体、企業、個人がそれぞれの責務を果たしていく事になります

これから日本が迎える超高齢社会、5人に一人が認知症になるとも言われています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるという希望がもてるように、日本中が協力して体制づくりを進める必要があります。皆で協力して安心できる社会を目指しましょう！！

次回は、はなえくぼ扶桑便りです。どうぞお楽しみに！



グループホームはなえくぼ扶桑  
丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田398  
(0587) 91-0110  
グループホームはなえくぼひくみ  
犬山市大字五郎丸字郷瀬川17番地1  
(0568) 68-8096

グループホームはなえくぼ江南  
江南市小松町長者毛西132番地  
(0587) 52-3808  
はなえくぼのホームページ  
[www.gh-hanaekubo.com](http://www.gh-hanaekubo.com)  
ブログも時々更新しています